

第45回山梨県環境保全審議会（平成27年8月3日開催）

## 審議事項(2) 資料

鳥獣保護区特別保護地区の  
再指定について

（概要版）

（金峰山特別保護地区再指定案）

（鶏冠山特別保護地区再指定案）

みどり自然課

## 鳥獣保護区の特別保護地区について

みどりの自然課

鳥獣保護区特別保護地区の概要

1 鳥獣保護区制度

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条）。

2 特別保護地区制度

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条）。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間の更新が可
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	許可を要する行為 ・工作物の新築等 ・水面の埋立等 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)

3 鳥獣保護区と特別保護地区の指定状況

鳥獣保護区 39箇所 74,795.9ha

特別保護地区 10箇所 6,331.1ha

4 特別保護地区の指定（「第11次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成24～28年度）」）

① 指定に関する中長期的な方針

ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に、生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について、指定する。

イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。

② 指定区分ごとの方針

イ 大規模生息地の保護区

多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的領域について指定するものとする。

特別保護地区の指定計画（今年度に指定期間が満了するもの）

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積 (ha)	指定期間
H27	大規模生息地	秩父連峰	金峰山	255.0	H27.11.1～ H37.10.31
			鶏冠山	367.58	
合計			2箇所	622.58	

鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。

第11次鳥獣保護管理事業計画において、「指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」と定めている。

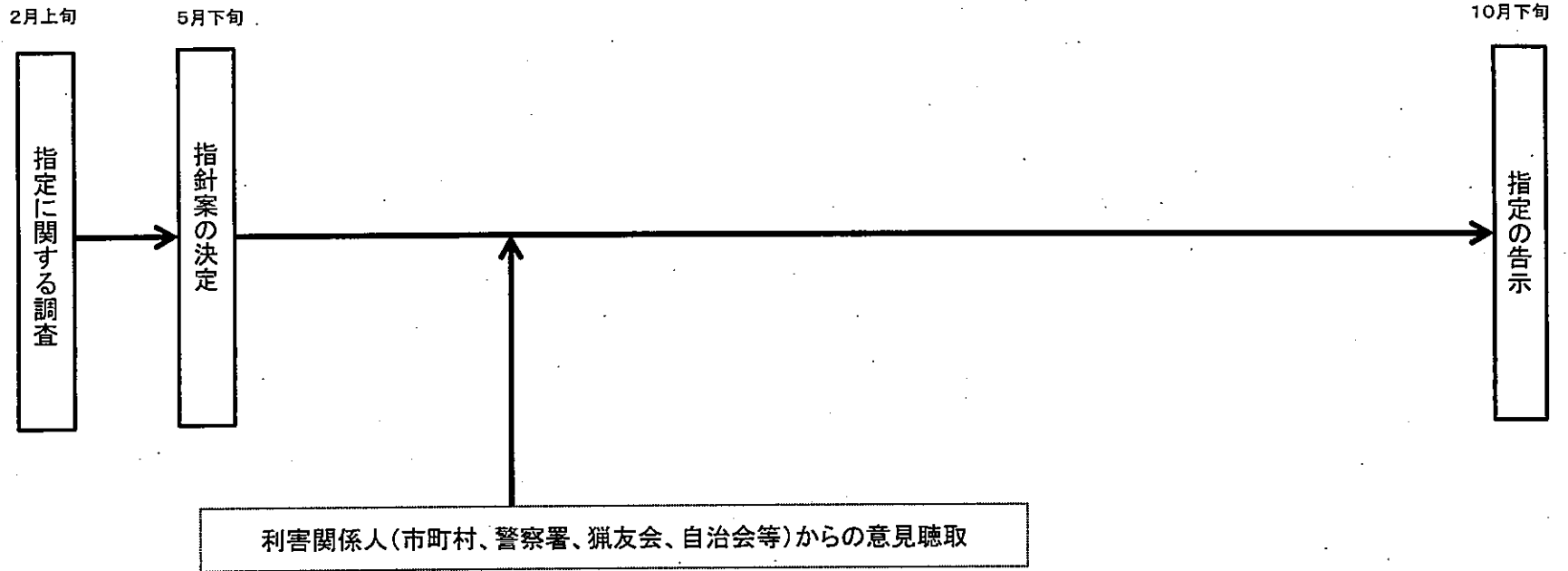
平成27年度において指定期間が終了する鳥獣保護区の変更計画は、下表のとおり

（既指定鳥獣保護区の変更計画）

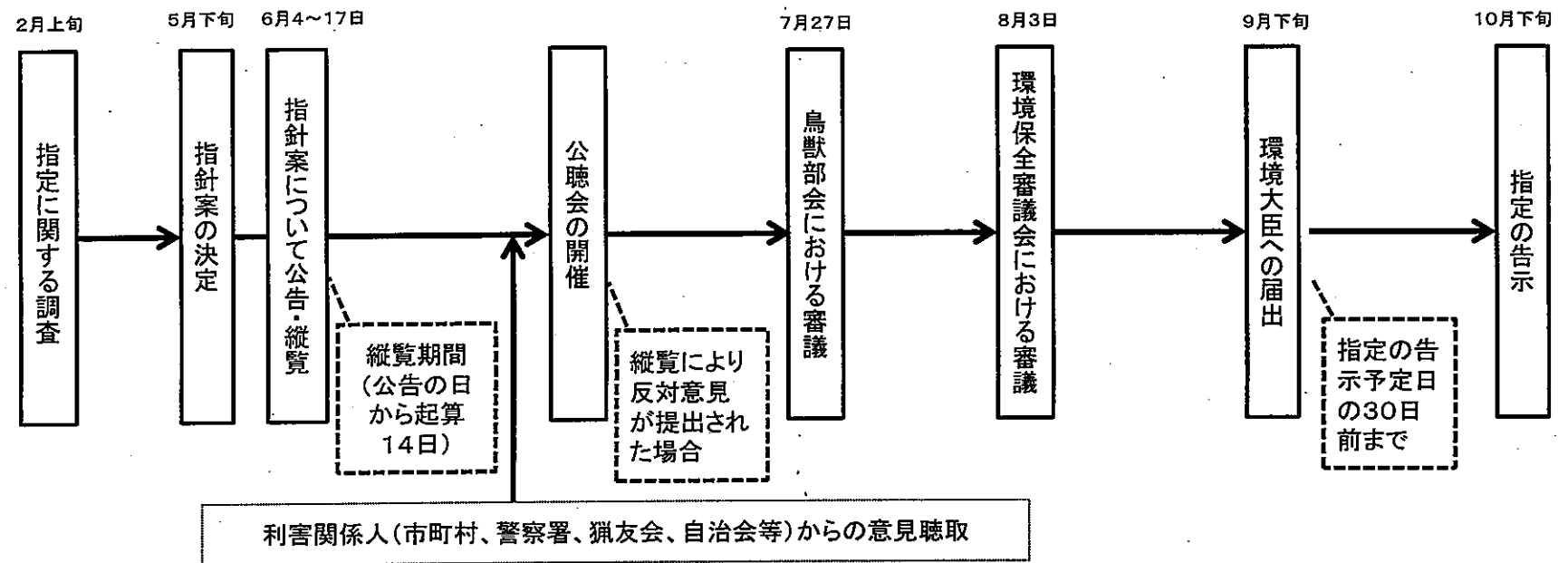
年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積 (ha)	指定期間
H27	大規模生息地	秩父連峰	期間更新	13,385.0	H27.11.1～ H37.10.31
			期間更新	40.5	
			期間更新	60.0	
合計			3箇所	13,485.5	

# 鳥獣保護区の存続期間更新及び特別保護地区再指定に係る手続きの流れ

鳥獣保護区の存続期間の更新  
 (秩父連峰・四尾連湖・都留  
 いきものふれあいの里)



特別保護地区の再指定  
 (金峰山・鶏冠山)



鳥獣保護区

平成27年7月1日現在

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	八ヶ岳鳥獣保護区	八ヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	H30.10.31	森林
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	H28.10.31	大規模
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス市、北杜市、早川町)	20,295.0	H36.10.31	大規模
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	H30.10.31	森林
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町一帯	929.4	H35.10.31	身近
6	富士塚方丸鳥獣保護区	山梨市方丸公園及びひづり力一帯	200.0	H29.10.31	身近
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	H29.10.31	身近
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	H36.10.31	森林
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、丹波山村)	13,385.0	H27.10.31	大規模
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	H36.10.31	森林
11	三ツ峠鳥獣保護区	三ツ峠一帯(都留市、富士河口湖町)	715.0	H28.10.31	森林
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	H36.10.31	身近
13	富士山北麓一帯	富士山北麓一帯	15,401.0	H30.10.31	大規模
14	身延山鳥獣保護区	身延山久遠寺一帯(身延町)	886.0	H30.10.31	森林
15	愛宕山鳥獣保護区	愛宕山一帯(甲府市)	287.0	H28.10.31	身近
16	四尾連湖鳥獣保護区	四尾連湖一帯(市川三郷町)	40.5	H27.10.31	身近
17	梶原の森鳥獣保護区	楡形山一帯(南アルプス市)	995.0	H30.10.31	森林
18	雨畑湖鳥獣保護区	雨畑湖一帯(早川町)	84.0	H32.10.31	集団渡来
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	H36.10.31	身近
20	大和鳥獣保護区	甲州市大和町日陰	1.8	H30.10.31	身近
21	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	H30.10.31	身近
22	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	H30.10.31	森林
23	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	H35.11.30	身近
24	旭ヶ丘鳥獣保護区	山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	H34.10.31	森林
25	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	H35.11.30	身近
26	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	H35.11.30	身近
27	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市、富士川町、市川三郷町	237.0	H30.10.31	集団渡来
28	社会福祉村鳥獣保護区	韭崎市、南アルプス市	191.6	H35.10.31	身近
29	大野鳥獣保護区	上野原市	85.5	H29.10.31	集団渡来
30	山中湖鳥獣保護区	山中湖村	1,360.0	H29.10.31	集団渡来
31	本栖鳥獣保護区	身延町及び富士河口湖町	560.0	H30.10.31	集団渡来
32	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	H34.10.31	身近
33	黒桂河内鳥獣保護区	早川町	60.0	H35.10.31	身近
34	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	H27.10.31	身近
35	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	H34.10.31	森林
36	御正体山鳥獣保護区	都留市、遺志村	96.7	H34.10.31	森林
37	篠井山鳥獣保護区	南都町	77.0	H35.10.31	森林
38	笹ヶ岳鳥獣保護区	早川町	615.1	H36.10.31	森林
39	滝子山鳥獣保護区	大月市	17.8	H28.10.31	森林
合計			74,795.9	ha	39件
平成27年度対象面積			13,485.5	ha	3件

特別保護地区

平成27年7月1日現在

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	H36.10.31	大規模
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	H36.10.31	森林
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳	421.1	H28.10.31	大規模
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠一帯	70.0	H28.10.31	森林
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	H30.10.31	森林
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	H27.10.31	大規模
7	鷲冠山特別保護地区	山梨市三富鷲冠山一帯	367.6	H27.10.31	大規模
8	山中湖特別保護地区	山中湖一帯	678.0	H29.10.31	集団渡来
9	本栖特別保護地区	身延町、富士河口湖町	470.0	H30.10.31	集団渡来
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	H30.10.31	森林
合計			6,331.1	ha	10件
平成27年度対象面積			622.6	ha	2件

## 金峰山特別保護地区の再指定について

## 金峰山特別保護地区の指定について

### 1 特別保護地区の名称 金峰山特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

甲府市有林第108林班た小班、第109林班に小班、同林班ほ小班的標高二千メートル以上の区域、第117林班ぬ、る、わ、か、よ及びびた小班、第118林班ぬ小班的標高二千メートル以上の区域、同林班る、わ、か、た、れ、そ及びびつ小班、同林班よ小班的標高二千三百メートル以上の区域、第119林班た、れ、そ、つ、ね及びびな小班、同林班ら小班的標高二千六百メートル以上の区域並びに第120林班に、ほ及びびへ小班

### 3 特別保護地区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで（10年間）

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

#### (1) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

#### (2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、金峰山（標高二千五百九十九メートル）を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動物植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯はニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、金峰山山頂付近はハイマツが優占したコケモモーハイマツ群落であり、その下部はシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が優占し、部分的にダケカンバ等の広葉樹林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグサ及びニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等が、小型哺乳類では、オコジョ等が確認され、鳥類では、高山から亜高山にかけて生息するホシガラス、イワヒバリ、カヤクグリ、メボソムシクイ、ルリビタキ、ウソ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

### (3) 特別保護地区の管理方針

- ・定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に善しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- ・特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。



(様式2)

秩父連峰鳥獣保護区金峰山特別保護地区の再指定に係る利害関係者一覧

NO	職名	氏名	郵便番号	住所	賛否	備考
1	甲府市長	樋口 雄一	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	賛成	
2	甲府警察署長	松原 茂雄	400-0032	甲府市中央1-10-1	賛成	
3	中央森林組合長	笹本 嘉壽雄	400-0851	甲府市住吉1-2-19	賛成	
4	甲府市観光協会長	大木 政	400-8585	甲府市丸の内1-18-1	賛成	
5	峡中地区猟友会長	塚田 豊	400-0117	甲斐市西八幡728	賛成	
6	峡中地区猟友会御岳分会長	飯窪 弘美	400-0026	甲府市塩部2-4-6	賛成	
7	鳥獣保護員	藤原 一郎	400-1211	甲府市黒平町727	賛成	

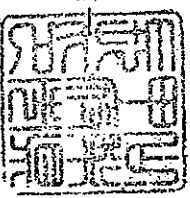
平成 2 7 年 6 月 1 0 日

山梨県知事 殿

住所 甲府市丸の内 1 - 1 8 - 1

職名

氏名 甲府市長 樋口 雄



金峰山特別保護地区の指定に係る意見書（特別保護地区の場合）

金峰山特別保護地区指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由（必ず記載してください）

当箇所は、秩父多摩甲斐国立公園に位置し、金桜神社の本宮があり古くから信仰され、さらに、日本百名山の1つで多くの登山が一年中利用する  
あるため、再指定を望む。

3 その他の意見

中北林環務所
7.6.22
中北林環 第2052号



(別紙様式3)

平成27年 6月19日

山梨県知事 殿

住所 山梨県甲府市中央一丁目

10番1号

職名 甲府警察署長

氏名

松原茂雄



金峰山特別保護の指定に係る意見書 (特別保護地区の場合)

金峰山特別保護地区指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

希少鳥獣の保護増殖をはかる必要があるものと認められることから賛成いたします。

3 その他の意見

中北林環	事務	環境所
中北林環	第2052号	7.6.22

(別紙様式3)

平成27年 6月 3日

山梨県知事 殿

住所 甲府市住吉一丁目2番19  
職名 中央森林組合 林務部長  
氏名 代表選挙組合長 森本 嘉寿

金峰山特別保護地区の指定に係る意見書 (特別保護地区の場合)

金峰山特別保護地区指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

希少な鳥獣害生息保護区として必要は地域である。

3 その他の意見

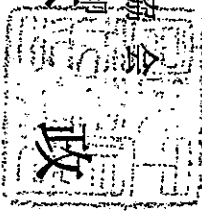
中北林務環境所 事務
27.6.03
中北林環 第2652号

(別紙様式3)

平成27年 6月 3日

山梨県知事 殿

住所 甲府市観光協会  
職名 甲府市観光協会  
氏名 会長 大 木 政



金峰山特別保護地区の指定に係る意見書 (特別保護地区の場合)

金峰山特別保護地区指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

市産山鹿の絶滅を防止する危険  
を未然に防止すべし為の必要あり

3 その他の意見

中北林務署	事務	1.6.23	中北林環 第2052号
-------	----	--------	-------------



平成27年 6月 3日

山梨県知事 殿

住所 甲府市塩巻町三丁目4-6  
職名 峡中地区緑友会 会長  
氏名 飯窪 弘三

金峰山特別保護地区の指定に係る意見書 (特別保護地区の場合)

金峰山特別保護地区指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

同地区は動植物の豊蔵であり、また冬季は車2台  
通行が困難な事から、保護地区指定が  
望ましいと考えます。

3 その他の意見

中北林環	中北林環
務	務
境	境
所	所
27.6.22	27.6.22
第2052号	第2052号

(別紙様式3)

平成27年 6月 3日

山梨県知事 殿

住所 甲府市墨平町727

職名

氏名

藤原 一郎



金峰山特別保護地区の指定に係る意見書 (特別保護地区の場合)

金峰山特別保護地区指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

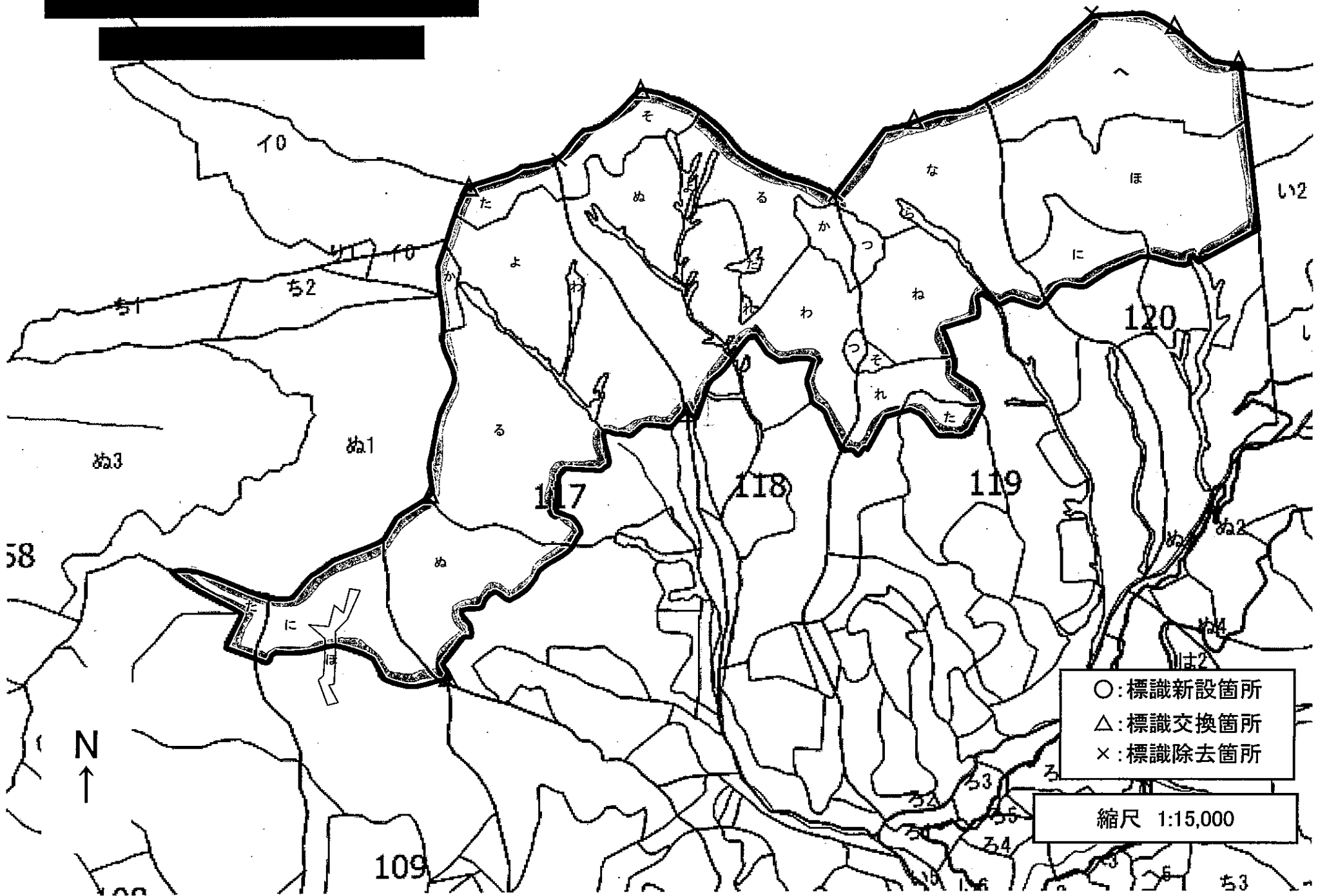
2 賛否の理由 (必ず記載してください)

将来通りにしてハイマツ

3 その他の意見

中北林務環境 事務所	7.6.22
中北林環 第2652号	





## 鶏冠山特別保護地区の再指定について

みどり自然課

## 鶏冠山特別保護地区の指定について

- 1 特別保護地区の名称  
鶏冠山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
県有林第57林班、第58林班の区域
- 3 特別保護地区の存続期間  
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで（10年間）

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区の指定区分  
大規模生息地の保護区
- (2) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、鶏冠山（標高二千百十五メートル）等を中心とした亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、ニホンカモシカ保護地域に指定されている。

当該地域の植生は、鶏冠山及び木賊山（標高二千四百六十八メートル）山頂付近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部で部分的にダケカンバ等の広葉樹林が発達しており、さらにその下部にはクリ及びミズナラの林が分布している。

また、当該地域の獣類として、大型哺乳類では特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではノウサギ等、小型哺乳類ではホンドリス、オコジヨ等が確認されている。鳥類では、クマタカ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等が確認されている。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

### (3) 特別保護地区の管理方針

- ・定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づき個体数調整の実施に努める。
- ・特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

(様式2)

鶏冠山特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

	職名	氏名	住所	電話番号	賛否	備考
1	山梨市長	望月 清賢	山梨市小原西843	0553-22-1111	賛成	
2	日下部警察署長	切刀 康友	山梨市北261	0553-22-0110	賛成	
3	フルーツ山梨農業協同組合代表理事組合長	中澤 昭	甲州市塩山上塩後1100	0553-32-6500	賛成	
4	峡東森林組合代表理事組合長	佐藤 繁則	甲州市塩山赤尾453-1	0553-33-2901	賛成	
5	山梨市観光協会会長	掛本 次郎	山梨市小原西843	0553-20-1400	賛成	
6	峡東地区猟友会会長	依田 忠紀	甲州市塩山一之瀬高橋30	0553-33-2845	賛成	
7	峡東地区猟友会三富支部長	日原 正夫	山梨市三富上釜口466	0553-39-2645	賛成	
8	鳥獣保護員	服部 達朗	山梨市三富川浦129	090-6928-9731	賛成	
9	山梨県知事	後藤 斎	甲州市塩山下塩後1239-1	0553-20-2723	賛成	主な土地所有者
10	峡東建設事務所長	細川 淳	甲州市塩山下塩後1239-1	0553-20-2712	賛成	砂防指定地

※砂防指定地の管理業務は、県が受託している。

第2号様式

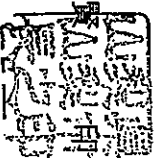
梨農林1第5-37号  
平成27年5月25日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住所 山梨市小原西 843

職名 山梨市長

氏名 望月 清



鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成       反対

2 賛否の理由

豊かな植生に恵まれ、多種多様な野生鳥獣が生息する当該エリアは、生物多様性の保持やそのための生息環境の保全を図る必要があるため。

3 その他の意見

特になし

405-8501  
山梨市役所 農林課  
農林担当 武井康浩  
TEL 0553-22-1111  
(内線 2213)  
FAX 0553-23-2800

(様式3)

平成27年 5月25日

山梨県知事 後藤 斎 殿

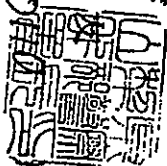
住所 山梨市北261番地

職名 日下部警察署長

氏名 警視 切刀 廉

(電話番号 0553-22-0944)

(担当者名 総務 竹田 卓央)



印

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

森林及び「野在原」の保護のため、生息環境の保全及び  
生物多様性の保得を図る必要が認められるため。

3 その他の意見

(様式 3)

年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住 所

〒404-0045 山梨県甲州市基山上坊後1100

職 名

フルーツ山梨農業協同会  
代表理事組合長 中 澤

氏 名



( 電話番号

( 担当者名

) )

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

3 その他の意見



(様式3)

27年 5月 9日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住 所

山梨県甲州市塩山赤尾453番地  
東 峡 森 林 組 合  
代表理事組合長 佐藤 繁 則

職 名

氏 名

( 電話番号 0553 - 33 - 2901 )  
( 担当者名 )

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

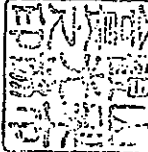
3 その他の意見

(様式3)

山 観 発 第 5 - 3 号  
平成 2 7 年 5 月 2 9 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住 所 山梨市小原西 8 4 3  
 職 名 山梨市観光協会  
 氏 名 会長 掛 本 次 郎  
 ( 電話番号 0553-22-1111 内 2147 )  
 ( 担当者名 宮本 )



鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

当協会としては、特別保護地区の再指定について特段反対する理由はありません。

3 その他の意見

(様式3)

平成27年5月21日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住所 甲州市塩山一之瀬高橋30

職名 峡東地区環境協会代表

氏名 依田 勉 

(電話番号 0553-33-2845 )  
(担当者名 )

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

自然環境から考えても特別な保護区として指定する  
場があるのでは賛成である。

3 その他の意見

特になし

(様式3)

27年5月29日

山梨県知事 後藤 齋 殿

住所 山梨市三富上産12466

職名 三富支部長

氏名 日原正夫 (印)

(電話番号 0553-39-2645)  
(担当者名 )

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

現在の指定区域は、栗沢の観光地を  
含み、自然と(動物)とこれを数少ない新  
種あり、環境の維持継続がよい。

3 その他の意見

(様式3)

27年5月26日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住所 山梨市三富川浦129

職名 鳥獣保護員

氏名 月夜野 達朗



(電話番号 090-89-89731)

(担当者名 )

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

これまで同様保護が進んであると思われ、  
一方で獣害に耐える管理補償を行っていない  
点に思われます。

3 その他の意見

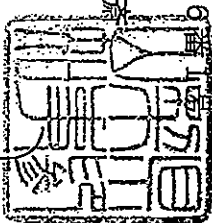
(様式3)

平成27年5月25日

山梨県知事 後藤 斎 殿

住所 甲府市丸の内一丁目

氏名 山梨県知事 後藤 斎



山梨県峡東林務環境事務所  
県有林課管理担当 主査 川田弘隆  
電話番号 0553-202723

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

1 特別保護地区の指定についての賛否

賛成

反対

2 賛否の理由 (必ず記載してください)

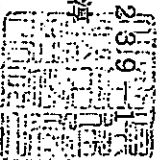
再指定地区は、自然公園特別地域内であり、風致景観や自然環境の維持増進を図る区域に位置付けられており、また、木材生産のための森林施業は行っていないため。

3 その他の意見

特になし。

峡東建第1286号  
平成27年5月21日

山梨県知事 後藤 斎 殿



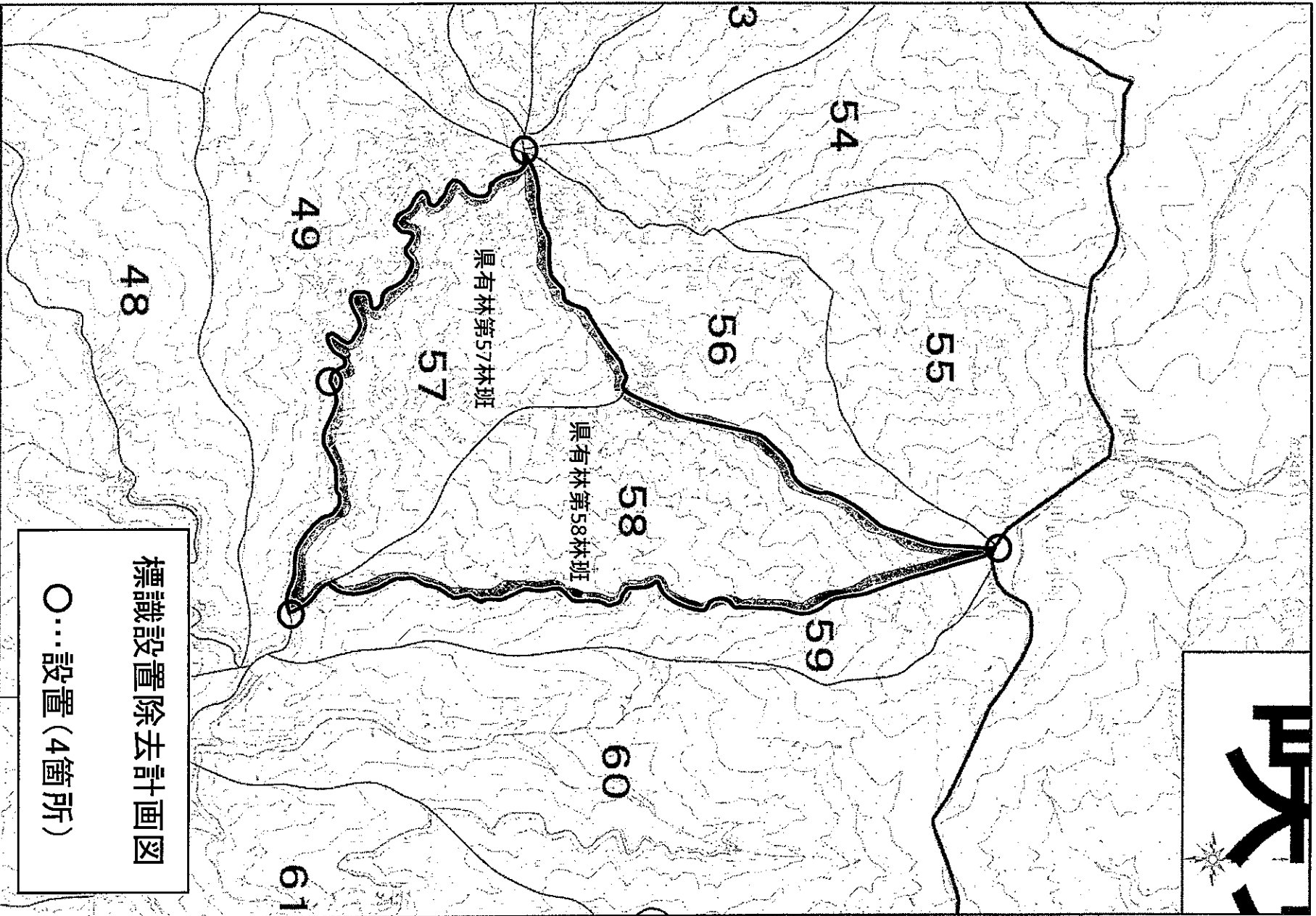
山梨県甲州市塩山上塩後1  
峡東建設事務所長 細川 淳  
(電話番号 0553-20-2712)  
(担当者名 河川砂防管理課 田代)

鶏冠山特別保護地区の指定に係る意見書

鶏冠山特別保護地区の指定についての意見は次のとおりです。

- 1 特別保護地区の指定についての賛否  
賛成      反対
- 2 賛否の理由  
管理上支障ないため
- 3 その他の意見

# 鷄冠山特別保護地区



標識設置除去計画図

○...設置(4箇所)

0 250 500 750 1000 m  
1 : 25000